

発熱などの症状があるとき⇒ 診療・検査医療機関
https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/shinryo_kensa.html

または新型コロナ医療相談センターへ

電話：075-414-5487 (365 日 24 時間、京都府・京都市共通)

ワクチンの問合せは⇒ 京都市ワクチン接種ポータルサイト <https://vaccines-kyoto-city.jp/>

電話：075-950-0808 050-3310-0371 (毎日 8:30～17:30)

FAX:075-950-0809 (聴覚に障害のある方等、電話が難しい方)

コロナ対策・支援策 使える制度 お困りのときはご相談ください

生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」ー厚生労働省がよびかけ(厚労省のホームページ)
 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、「保護の要件」とは異なります。また、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

*住むところがない人でも申請できます。

- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。

*持ち家がある人でも申請できます。

- ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

*必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

緊急事態宣言等を踏まえ、一時的な収入減の方の資産要件など弾力的な運用を行っています

扶養照会についての新たな国通知が出されました。要保護者の意向を尊重する方向を明らかに。

DVや虐待の場合は「要保護者の自立を阻害する」と判断、照会を行わない。また、入院・入所や生計維持者でない場合、交流断絶など扶養できないことが明らかとなるときは、扶養が期待できないと取り扱ってよい。

扶養義務者への直接照会は、扶養義務の履行が期待できると判断されるものに対してのみ行うことを明記。

無料検査

飲食、イベント、旅行・帰省等の社会経済活動を行うにあたり必要である方を対象に、陰性を確認できる検査を無料で実施しています(ワクチン検査パッケージ)

対象：ワクチン3回目接種未了者あるいは対象者全員検査対象者等で、飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して、陰性の検査結果を確認する必要がある無症状の方

(注)ワクチン3回目接種が完了している方も、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する方等との接触を行う活動に際して、検査結果を求められた場合には、無料検査の対象となります。(申し込みの際に、その旨を説明していただく必要があります。)

検査：原則、抗原定性検査(受験者が10歳未満の場合又は高齢者や基礎疾患を有する方等との接触が予定される場合には、PCR検査等の受検が可能)

身分証明書、検査の目的となるイベント等の概要・日付がわかる書類又は申立書が必要です

無料検査実施事業所は、京都府のホームページから確認してください。

生活支援

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象：ア 住民税非課税世帯等

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※生活保護世帯や条例により減免されている世帯を含む。(収入認定はされません)

住民税非課税世帯には、支給案内チラシと確認書が送付されています。9月30日〆切

イ 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯中の住民税課税者全員の収入見込額が、非課税となる水準以下である世帯(世帯員それぞれの年収見込額(令和3年1月～令和4年9月の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下。任意の1ヶ月は世帯員が同じ月でなくてもよい)。単身世帯で年間収入100万円以下等。

家計急変世帯の場合 申請が必要です。コールセンターに電話で申し込みを

※ア・イともに、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く
(親が別に住んでいる子どもを扶養家族にしている場合など)

給付額: 1世帯10万円

コールセンター: 0120-510-068(平日9時～18時) 京都市給付金担当: 741-7498

○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み 22年8月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります

※学生の方も活用できます。

2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、返済は

免除されます。2022年4月以降の貸付については、2023年度の住民税非課税の場合返済免除。

○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月・3ヶ月の延長が可能)無利子・保証人不要(申し込み **22年8月末まで**、社会福祉協議会)。

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

2022年(来年)3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付に関して、初回貸付分返済の開始時期を2022年3月末まで延長。延長分は2023年度、再貸付分は2024年度まで据え置き。

※返済免除について①初回貸付分 2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、②延長貸付分 2023年度(令和5年度)の住民税非課税の場合、③再貸付分 2024年度(令和6年度)の住民税非課税の場合、返済は免除となります。

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付について、限度額に達している、再貸付不承認などの困窮世帯に対する支援金
対象：緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の限度額に達している世帯や、再貸付不承認となった世帯
生活保護世帯は除く

収入が、市民税均等割非課税額の1/12+住宅扶助基準額以内。資産要件、求職等の要件があります。

支給月額：単身6万円、2人世帯8万円、3人世帯10万円(3ヶ月間)

申請受付：**22年8月末まで延長となりました**

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象
支給期間3ヶ月、3ヶ月×2回の延長可能(合計9ヶ月)

住居確保給付金の支給が終了した方に対する**3ヶ月間の再支給は2022年8月末まで延長されました。**

(令和2年度中の新規申請者に限る)

※**2022年8月末までに**申請があった場合は、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能になります。

○新型コロナ対応休業支援金

(制度の概要)

事業主から休業をさせられたが、企業から休業手当の支払いを受けることができなかった方(学生アルバイト含む)が給付を受けられる制度です。6月まで。

※厚生労働省における制度。休業には、時短勤務や、シフトの削減を含む。

(支援の対象者)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業主から休業させられ、企業から休業手当の支払いを受けることができなかった方。(雇用保険被保険者でない方、学生アルバイトも対象になります)

(支援金額) 休業前賃金の8割

(手続きの方法)

オンライン申請と郵送申請があり、労働者の方から直接申請できます（事業主経由での申請も可能）。
※事業主の協力を得て書類を作成すれば審査が早く進みますが、事業主に協力して貰えない場合でも、そのことを書類に書けば申請できます。

（申請期限） 21年10月～22年3月分は2022年6月末まで
22年4月～6月分は9月末まで

○不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業＝「つながる相談室」の開設（相談無料）

ウイングス京都で、有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行い、必要な相談窓口につなげます。

対 象：京都市内に在住、在学、在勤の女性

受 付：月～土（水曜日・祝日・年末年始は休み） 午前10時～午後5時

電話での相談：075-275-0280

対面での相談：上記電話番号に電話して予約又は下記ホームページの面接予約フォームに入力して予約

オンライン相談：ホームページの面接予約フォームに入力して予約

※市立の小学校、中学校、小中学校、高等学校及び総合支援学校（全243校）並びに御協力いただける大学において、困りを抱える女子の児童生徒及び大学生に相談窓口チラシ付きの生理用品を提供し、必要なサポートを行います。（在学する児童生徒と保護者、在学する大学生のみを対象）

○償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

次のいずれにも該当するひとり親の方 <相談は、区役所はぐくみ室へ>

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

貸付額 月上限4万円×12か月

償還免除 1年就労継続なら一括償還免除

○低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金

支給対象：18歳年度末（障害のある児童は20歳）までの児童を養育する方で、児童扶養手当支給対象あるいは家計急変等のひとり親、及び住民税非課税世帯あるいは家計急変世帯

支給額：児童ひとり5万円

※詳細は今後示されます。6月以降支給

○国民健康保険傷病手当（対象期間が延長されています）

※国保の被保険者で給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために労務に服することができなくなった方が対象です。

・対象期間：2020年1月1日～

○介護保険料減免 ○後期高齢者医療保険料減免

- ・コロナの影響で主たる生計維持者の事業等の収入が10分の3以上減少した場合（所得要件等あり）
- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った又は死亡したとき（免除）。

○京都市市民向け支援制度一覧

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000270/270348/030830shimin.pdf>

事業者支援

○雇用調整助成金特例

6月30日まで延長

まん延防止重点地域・緊急事態宣言発令地域において要請を受け時短協力等をする事業主、経営難（直近3ヶ月で前年または前々年比30%減少）の事業主（初日が1月以降の場合は3年前比も）

上限（1日）15,000円 4/5（解雇を行わない場合10/10）

それ以外は、12月まで上限（1日）13,500円 4/5（解雇を行わない場合9/10）

1・2月 上限11,000円 4/5（解雇を行わない場合9/10）

3～6月 上限9,000円 4/5（解雇を行わない場合9/10）

○事業復活支援金（国制度）

●新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、5か月分（11～3月）の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付。●上限額は、売上高50%以上減少の個人50万円、法人は売上高に応じて100～250万円の3段階。売上高30%～50%減少の上限額は6割。

開始時期:1月24日申請要領発表 1月31日受付開始 〆切5月31日

相談窓口(フリーダイヤル) 0120-789-140

事前確認の受付が、商工会議所で開始されています

京都商工会議所ビジネスサポートデスク TEL:075-341-9777

<事業復活支援金の事前確認事務専用>（平日10:00～16:00）

○京都市「事業者向け支援制度一覧」※「事業者向け支援制度一覧」をご覧ください。

URL→ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000270/270350/kigyoshien040517.pdf>

○より詳細な相談は「日本共産党京都市会議員団」か「京都府商工団体連合会」へ

※京都府商工団体連合会 相談フリーダイヤル 0120-22-0000

芸術・文化活動への支援

○文化芸術総合相談窓口（KACCO）

文化芸術活動に関する相談に、関係機関や法律の専門家と連携して対応

京都芸術センター（平日10:00～18:00） 電話 252-2162

文化芸術活動を支援する、国の「ARTS for the future! 2」が始まります

募集期間：2022年3月28日(月)～を予定

学校が休業になった時

○小学校休業等対応助成金

(労働者を雇用する事業主向け)

新型コロナの影響で小学校等が臨時休業等した場合等に、保護者である労働者に労働基準法上の年次有給休暇を除く有給の休暇を取得させた事業主へ助成（正規・非正規問わない）支払った賃金相当額×10/10

※日額上限額 令和4年1月1日～2月28日の休暇 11,000円（申請期限5月31日必着）

令和4年3月1日～3月31日の休暇 9,000円（申請期限5月31日必着）

令和4年4月1日～6月30日の休暇 9,000円（申請期限8月31日必着）

※申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、支給日額上限 15,000円

(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

個人で仕事をする保護者への支援金（定額）

仕事ができなかった日が

令和4年1月1日～2月28日⇒1日当たり5,500円（申請期限5月31日必着）

令和4年3月1日～3月31日⇒1日あたり4,500円（申請期限5月31日必着）

令和4年4月1日～3月31日⇒1日当たり4,500円（申請期限8月31日必着）

※申請する仕事ができなかった期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日当たり 7,500円（定額）

労働者からの直接申請もできます

① 事業主に言い出しにくい ②休業の確認が事業種から得られない ③申請書の作成に事業種が協力してくれない

などの場合、勤務先の管轄都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」へ

京都府労働局 275-8087 大阪府労働局 06-6949-6494

滋賀県労働局 077-523-1190 兵庫県労働局 078-367-0850

学生・若者への支援

飲食、イベント、旅行・帰省等の社会経済活動を行うにあたり必要である方を対象に、陰性を確認できる検査を無料で実施しています(ワクチン検査パッケージ)

対象：ワクチン3回目接種未了者あるいは対象者全員検査対象者等で、飲食、イベント、旅行・帰省等の活動

に際して、陰性の検査結果を確認する必要がある無症状の方

検査：原則、抗原定性検査

(受験者が10歳未満の場合又は高齢者や基礎疾患を有する方等との接触が予定される場合には、PCR検査等の受検が可能)

身分証明書、検査の目的となるイベント等の概要・日付がわかる書類又は申立書が必要です

無料検査実施事業所は、京都府のホームページから確認してください。

○高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金&授業料等減免）

対象者：2つの要件を満たす学生全員 ①世帯収入や資産の要件を満たしていること（4人世帯（両親、子2人）の場合、年収約380万円まで）②学ぶ意欲がある学生であること

支援内容：授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）

給付型奨学金の支給

金額は、世帯の収入がどのくらいか、進学先の学校の種類（大学か、短期大学か、高等専門学校か、専門学校か）、自宅から通うか、一人暮らしか、などによって異なります。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ。学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構（奨学金相談センター）0570-666-301

※減額…年収325万円以下（個人事業主などは所得225万円以下）

※猶予…年収300万円以下（個人事業主などは所得200万円以下）

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

○新型コロナ対応休業支援金は、学生アルバイトも対象です（上記参照）

○生活費が足りないとき 社会福祉協議会（再掲）

緊急小口資金（上限20万円）8月末まで、申し込みが延長されました。

総合支援資金（単身世帯月15万円×原則3カ月まで）12月末までに貸し付けが終了した世帯に3ヶ月の再貸し付けが可能となります（合わせて9ヶ月）。

○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金（家賃3カ月分を給付、最長12カ月）

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

○年金保険料を払えないとき（納付猶予）

学生納付特例制度※自身の収入が年118万円以下の学生が対象 ※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります ※「保険証がない」「お金がない」方もお相談ください

○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口 ※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060